

# 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）（素案）【概要】

## 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）について

市民・地域・行政の協働により、西東京市の子どもの育ちや子育てのために必要な環境の整備を進める「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（平成27年度から令和6年度までの10か年）は、策定から5年が経過した時点で見直しを行うこととなっています。

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（後期計画）は、これまでの取組を引き継ぎながら、より現代的な課題や国・東京都の子育て政策の動向にも対応するものとして策定します。

**計画の対象者** 西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民

**計画の期間** 令和2年度から令和6年度までの5か年

**位置づけ・役割** 市の最上位計画である「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」やその他関連計画などとの整合を図ります。  
「次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」「西東京市子ども条例推進計画」の役割を持たせます。

### 計画見直しの視点

- 5年間の環境変化
  - 社会経済状況の変化による、親の就業状況や保育サービスの利用意向などへの影響
  - 子どもの貧困対策、児童虐待の防止、障害児への対応に対する、国や東京都の政策による、市町村が担うべき役割の変化
  - 本市の総人口のピークが令和5年、年少人口のピークが令和2年に訪れることでの変化が子どもや子育て家庭、地域社会に与える影響を考慮
- 基礎調査等からの市民ニーズ把握
  - 「子育て支援ニーズ調査」の実施（平成30年11月：就学前保護者・小学生保護者）
  - 「ヒアリング調査」の実施（平成30年11月～：子育てサービス利用者・支援者対象）
  - 「子どもアンケート」の実施（令和元年6月：小学5年、中学2年、16・17歳対象）
- 現取組の検証と評価
  - 取組の検証と評価を実施。施策の進捗や実施状況から、各施策についての実施見直し、実施体制の再検討を実施。
- 関連計画等との整合性確保
  - 市最上位計画「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」並びに「障害児福祉計画」、「地域福祉計画」、「健康づくり推進プラン」、「男女平等参画推進計画」、「教育計画」など、前回策定から見直しが行われた子ども・子育てと関連の深い計画との整合性を確保

### 基本理念

#### 基本理念1 子どもの権利の実現

平成30年10月に制定した西東京市子ども条例の規定に則り、子どもの意見が尊重され、家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・職場・行政が協力して、子どもの育ちを支えていくよう取り組みます。

西東京市子ども条例 子どもの育ちを支える人たち



#### 基本理念2 すべての子どもと親への支援

保健・福祉・医療・教育・建設・労働などさまざまな施策と連携し、市内のすべての子どもと子育て家庭に対して子どもの成長発達保障と親支援を進めます。

#### 基本理念3 男女共同の子育て

男女が協力し、子育てへの思いを共有し、子育てを通じた家庭や地域での役割を共に担うことを基本とします。

#### 基本理念4 循環型の子育て

子どもが健やかに生まれ、育ち、おとなになって次の世代の子育てをする、世代間をつなぐ循環型の子育てを基本とします。

### 基本方針ごとの施策の展開

#### 基本方針1

#### 子どもの主体的な参加ですめる

子どもが一人ひとりの違いを認め合い、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。  
子どもの最善の利益が尊重されるよう、子どもたちが自由に意見を表明し、まちづくりに参加できる機会をつくりまします。

1-1	子どもの権利の尊重
1-2	子どもの参画の推進
1-2-1	地域のシステムづくり
1-2-2	居場所づくり

#### 基本方針2

#### おとな（親）になることを支える

地域の行事や催しが少なくなり、つながりの希薄化が進んでいます。  
おとなとしての役割を理解できる機会を、家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりまします。

2-1	心身及び経済的な自立
2-2	他者への理解とおとなの役割

#### 基本方針3

#### 子育て家庭の支え合い

子育ての仲間との出会いや、親としての自覚・役割を準備する機会が少なくなっています。  
育児不安や孤立感の軽減、子どもの虐待予防の観点から、親を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくりまします。

3-1	子育て意識の育成
3-2	支え合いの場の充実

#### 基本方針4

#### 市民参加型の子ども育ちと子育て家庭支援

子育ては社会的な営みです。本市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すため、市民と行政の協働による子育ての地域環境づくりと子育て・子育て文化の創造を進めていきます。

4-1	教育・保育及び子育て支援の充実
4-1-1	子どもと家庭の支援
4-1-2	障害のある子どもを育てる家庭の支援
4-1-3	多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援
4-1-4	ひとり親家庭の支援
4-2	保健・医療
4-3	災害への対応を想定した環境づくり

## 後期計画のポイント（重点的な取組など）

### 子ども条例を推進する計画

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として平成30年10月1日、「西東京市子ども条例」を施行しました。条例では、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に向けた取組を第3章に、条例に基づき子どもに関わる施策を進めていくための計画づくりを第5章に定めています。

西東京市子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）は、この子ども条例の理念に沿って確認を行い、子どもにやさしいまちづくりを推進するための具体的な施策・事業を示す、条例を根拠とする計画です。

### 子どもの意見表明や主体的な参加の支援

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談できる体制を推進するとともに、子どもたちが、必要な情報を受け取りながらまちづくりに積極的に参加する機会や、地域において自己の形成が図られる居場所・仕組みをつくります。

### 青少年支援の充実・子どもの貧困の防止

発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、貧困防止のための経済的な自立支援、地域活動やボランティア活動、子育てサークルや団体でのおとなや他者とふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支える体制づくりに努めます。

### 子育て力向上の取組・子育て情報化の推進・充実

働きながらの子育てという選択をしやすいう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への理解促進を進めながら、家族への意識啓発を進めていきます。

子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、地域子育て支援センター・児童館・子育てひろばでの「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進めます。

### 利用者支援事業の推進・保育支援の拡充

利用者の視点に立ち、すべての子どもたちが希望するサービス等を適切に利用できるよう、ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

子どもが健やかに成長し、親子が健康に過ごせるよう、妊娠・出産期から切れ目なく見守り支える環境を整備し、安心・安全な市民生活のため災害への対応についても対策を行います。

## 第2期子ども・子育て支援事業計画（第5章）

第5章では、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿い、令和2年度から令和6年度までの5年間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めています。

### 教育・保育の提供区域

第1期計画を踏襲し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域とします。

### 教育・保育の量の見込み及び確保の内容

	内訳	令和2年度					～	令和6年度				
		1号	2号	2号	3号	1号		2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,910	2,865		431	1,797	1,706	2,891		419	1,686		
	総数	2,534	2,241	2,228			2,144	2,453	2,105			
②確保の内容		2,534	2,241	2,017			2,144	2,453	2,160			
【参考値】 現行の幼稚園（受入可能数）		3,533	—		—		3,533	—		—		

単位：人

保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分（1号・2号・3号）に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

	対象となる子ども	1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし （幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり （教育のニーズあり）	保育の必要性あり （教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用 施設 可能	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度による以下の「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業
- 4 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5 乳児家庭全戸訪問事業
- 6 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業（預かり保育）
- 9 病児・病後児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 11 妊婦健康診査事業
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業